

(熊谷会場)「衛生推進者」養成講習開催のご案内

労働安全衛生法では、次の業種及び規模の事業場について、一定の資格をもった「衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に係る一定の業務を担当させることが義務づけられています。

当連合会はこの資格養成講習機関として、地区協会の協力のもとに標記講習を下記のとおり実施いたします。ご案内申し上げますとともに、受講について格別のご高配をお願いいたします。

※ 衛生推進者の選任を要する業種及び規模

次の業種以外の業種であって、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業。

(以上の業種は安全衛生推進者の選任が必要です。また衛生推進者は安全推進者とは異なります。)

記

- 1 日 時 令和3年9月27日(月) 9:30~16:30 (受付開始9:10~)
- 2 会 場 熊谷市立勤労会館 大ホール (秩父鉄道 石原駅下車徒歩10分)
熊谷市石原1407番地1 TEL:048-523-3122
- 3 定 員 99名 (3密回避のため50%定員減。定員超過時はキャンセル待ち) (最少催行人員20名)
- 4 講習費用 12,100円【内訳:受講料11,000円(消費税含)、テキスト代1,100円(消費税含)】
※納付いただいた講習費用はお返しいたしません。事前変更申請による許可者の受講は可。
- 5 講習内容 ①健康の保持増進対策 1時間 ②労働衛生関係法令 1時間
③作業環境と作業の管理 2時間 ④労働衛生教育の方法 1時間
※講習日程は、講師の都合により変更になることがあります。
- 6 修了証 本講習の全課程修了者には修了証を交付いたします。遅刻、早退者等には交付しません。
- 7 申込方法 ①郵送申込:まず申込書に必要事項と口座振込予定日を記入してFAXでお申し込みください。
FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ下記協会宛に申込書原本を郵送してください。
受講票は、申込書原本と口座振込を確認後に担当者宛にFAXいたします。
②持参申込:まず申込書に必要事項と持参予定日を記入してFAXで申し込みください。
FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ申込書に講習費用を添え下記協会事務所に持参ください。
※午前9時~午後4時30分まで受付(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
※個人申込みの方は、本人確認のため公的書類(自動車運転免許証等)の写しを添えて下さい。
③申込期限:申込書提出及び講習費用納入いずれも9月16日(木)まで。
④申込先:(一社)熊谷地区労働基準協会
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストンビル1階
⑤振込先:埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料はご負担願います)
- 8.その他 (1)事務処理上、講習当日の受付はいたしません。(2)テキストは講習当日にお渡しします。
(3)当日の代替者の出席受講は認めません。(4)昼食は必ず各自でご用意ください。
(5)駐車場完備92台(うち4台は車椅子ご利用の方専用)※赤城神社の共用駐車場も利用可能

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合は、お手数ですがコピーしてご使用下さい。